

井手町から転出される方へ（必ずお読みください）

転入届は、新しい住所に住み始めた日から14日以内に、新住所地の市区町村役所（場）で届出を行ってください。

◆転入手続きに必要なもの

- ① **転出証明書**（新住所・転出予定日等が変更になってもそのまま提出してください。紛失したときは、井手町で手続きが必要です。必ずご連絡ください）
- ② **届出人の本人確認ができる書類※1**
- ③ 印鑑
- ④ 通知カード
- ⑤ 国民年金手帳（加入者のみ）
- ⑥ 国民健康保険証（加入しなければならない方で、転入先の世帯が国民健康保険に加入しているとき）
- ⑦ 住基カード・マイナンバーカード（お持ちのかたのみ）
§ 本人または、同一世帯員以外の方が手続きするときは、**委任状**が必要な場合があります
§ 外国人住民の方は、在留カード・特別永住者証明書を提示して転入していただくと在留管理制度の住居地変更届が一括してできます。

◆住基カードをお持ちの方は、ご希望により転出後も有効な住基カードとして継続利用が可能です。

◆マイナンバーカードをお持ちの方

住基カード及びマイナンバーカードをお持ちの方は「転出証明書」は発行されません。

新住所地の市町村役所（場）で提示し暗証番号を入力することで転入手続きを行います。

新しい住所に住み始めた日から14日以内で、転出予定日から30日以内に手続きをしてください

・引越す世帯に住基カード及びマイナンバーカードが複数ある場合は、**全てのカードをお持ちください**

本人確認ができる書類※1・・・原則として、運転免許証・パスポート・住民基本台帳カードなど公的機関の発行した顔写真付き証明書などを提示してください。各種健康保険証・医療証など顔写真のないものは複数枚の提示が必要です。また、上記の書類がない場合は聞き取りを行ったうえ、受付し後日ご本人あてに届出があったことを通知します。（住民基本台帳法27条2項・3項）

◆**転出を取り止めた場合**：転出証明書（交付を受けていない方は不要）と**本人確認ができる書類※1**持参の上「転出取消」の手続きを速やかに行ってください。

◆**予定日の前日までに井手町での印鑑登録証明書・住民票などが必要になった場合**：

転出証明書（交付を受けていない方は不要）と**本人確認ができる書類※1**、印鑑登録証明書が必要な場合は印鑑登録証を持参の上、井手町役場住民福祉課へお申し出ください。

◆**住所**：転出予定日からは、井手町に住所がないものとして取り扱います。

◆**印鑑登録**：転出予定日（異動日）から廃止されますので、必要な場合は新しい住所地で新たに登録手続きをしてください。

◆**その他転入に伴う手続き**：あらかじめ転入先の市区町村役所（場）へお問い合わせください。

（注）正当な理由なく届出が遅れますと、簡易裁判所から問い合わせがある場合や、5万円以下の過料がかかることがありますのでご注意ください。（住民基本台帳法53条）

井手町役場 住民福祉課

TEL (0774) 82-6164 直通

屋休み時間中（正午～午後1時）の間は上記の手続きができない場合がありますのでご了承ください。

対 象	手続きの内容	担当課
国民年金	新住所地で住所変更の手続きをしてください。	住民福祉課 82-6164 (庁舎1階)
児童手当受給者	「消滅」の手続きをして、新住所地で手続きをしてください。	
児童扶養手当 特別児童扶養手当受給者	手当証書をお持ちの上、住所変更の手続きをしてください。	
井手町特別児童扶養手当 心身障害児童特別手当受給者	資格喪失の手続きをしてください。	
保育園在園児	退所の手続きをしてください。	
母子家庭奨学金受給者	住所変更の手続きをしてください。	
国民健康保険被保険者	転出(予定)日の翌日に資格が喪失します。健康保険証を返納し、手続(喪失・変更)をしてください。 国民健康保険税に未納がある方は精算してください。	保健医療課 82-6166 (庁舎1階)
後期高齢者医療被保険者	後期高齢者医療被保険者証を返納し、手続(喪失・変更)をしてください。	
福祉医療【老人・障がい・ひとり親・子育て・健康管理事業・自立支援医療】助成受給者	各種医療受給者証を返納し、手続(喪失・変更)をしてください。	
身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者	手帳の住所変更の手続きをしてください。	高齢福祉課 82-6165 (庁舎1階)
障害福祉手 特別障害者手当受給者	各手当の資格喪失及び未支給金の受給手続きをしてください。	
介護保険 65歳以上の方、40歳～64歳までの介護認定を受けている方	介護保険被保険者証をお返しください。 介護認定の申請中または認定を受けておられる方は、受給者資格証明書を発行します。	
原動機付自転車(125ccまで) 小型特殊自動車 ミニカーの所有者	ナンバープレートと印鑑を持参して廃車手続きをしてください。廃車証明書と印鑑を持参して新住所地で手続きをしてください。126cc～250ccまでの軽二輪・軽自動車は軽自動車検査協会 250ccを超える自動二輪・普通自動車は陸運局	税務課 82-6163 (庁舎1階)
町税等に未納がある方	未納の町税等の精算をしてください。	
水道の手続き	閉栓の手続きをしてください	上下水道課 82-6169 (西別館2階)
し尿処理の加入世帯	世帯全員でし尿収集を廃止される方は、廃止届をしてください。 (下水道・浄化槽は不要です。)	産業環境課 82-6168 (庁舎3階)
犬の登録をしている方	新住所地で犬の登録事項を変更してください。	
公立小・中学校の児童・生徒	転学手続きをし、今までの学校から在学証明書・教科書給与証明書を受けてください。上記のものを持参して新住所地で手続きをしてください。	教育委員会 学校教育課 82-4333 (自然休養村センター内)

